

原子力損害賠償の完全実施を強く求める意見書

福島復興・再生には、東京電力福島第一原子力発電所事故による損害が最後まで確実に賠償されることが不可欠であり、これまでも国及び東京電力ホールディングス（株）に対して、被害の実態に見合った十分な賠償が迅速になされるよう強く求めてきたところである。

このような状況の中、住居確保に係る損害の賠償を始め、事業・生業の再建などを可能とする自立支援策の展開を前提として、避難指示解除準備区域等における精神的損害の追加賠償や商工業等に係る営業損害の賠償についての考え方が示され、その後、賠償手続きが開始されている。

そのため、被害者の生活や事業の再建につながるよう、被災地の実情に応じた「指針」の適時・適切な見直しを行うことはもとより、個別具体的な事情への対応を含め、被害の実態に見合った的確かつ迅速な賠償について、東京電力ホールディングス（株）への指導・監視を更に強化し、被害者に寄り添ったきめ細やかな支援策を確実に実施すべきである。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 営業損害や風評被害の賠償について、事業者の立場に立った取組を徹底し、事業の再建につながる賠償を的確に行うとともに、避難指示区域内における来年以降の農林業の賠償について、公平で簡便な方法による早期の支払いを確実に実施すること。
- 2 国は、住宅確保や就労、事業再開の支援、教育や医療、福祉サービスの充実など、被害者に寄り添ったきめ細やかな生活再建策、住民帰還に向けた支援策を確実に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月13日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
経済産業大臣
復興大臣
あて

福島県議会議長 杉山純一